

平成二十二年経済産業省令第四十三号

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則
エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第六項及び第十一条第一項並びにエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）第十一条第二号の規定に基づき、燃料製品供給事業者による原油等の有効な利用に関する省令を次のように定める。

（二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置）

原油 一般炭 LNG	リットル キログラム	三十・三		十九・〇
		二十六・一	五十四・七	
		二十四・三	十三・九	

（燃料製品を回収した後に残存する物等）

第二条 法第二条第六項の経済産業省令で定めるもののうち、揮発油、灯油、軽油、重油又は石油ガスの製造に係るものは、常圧蒸留残油（常圧蒸留装置（常圧で原油を蒸留するための石油蒸留設備（コンデンセートスプリッターを含む。））による精製の工程において、揮発油、灯油、軽油及び石油ガスを留出させ、回収した後に残存する炭化水素油をいう。）であつて、その後の精製の工程において、揮発油、灯油、軽油、A重油及び石油ガスに精製されたものを除いたものをいう。

2 法第二条第六項の経済産業省令で定める方法により算出される発生量のうち、揮発油、灯油、軽油、重油又は石油ガスの製造に係るものは、キロリットルで表した前項に定める。法第二条第六項の経済産業省令で定める方法により算出される生産量は、次の各号に掲げる燃料製品（法第二条第一項第三号に規定する燃料製品をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量とする。

- 一 挥発油、灯油、軽油、重油又は石油ガス キロリットルで表した製造される揮発油、灯油、軽油及びA重油の数量並びに換算した数量を合算して得た数量
- 二 可燃性天然ガス製品 メガジュールで表した製造される可燃性天然ガス製品の数量
- 三 コーケストンで表した製造されるコーケスの数量
(原油の数量に換算した数量)

第三条 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十一條第二号の経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した数量は、原油あつては、キロリットルで表した数量とし、揮発油、灯油、軽油又は重油（品質の調整のための他の炭化水素油等との混合のみに供されるものを除く。）あつては、キロリットルで表した数量に一・〇五を乗じて得た数量とする。

（エネルギー源の環境適合利用の目標の達成のための計画の提出）

第四条 法第七条第一項に規定する計画のうち、令第五条第一号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るもの提出は、毎事業年度終了後四月以内に、様式第一によるエネルギー源の環境適合利用目標達成計画に次の各号に掲げる資料を添えて行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第二により、計画の変更を提出しなければならない。

一 非化石電源比率の算定の根拠を示す資料
二 非化石電源に係る電気に相当するもの（非化石証書（エネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。）の取得その他の方法により非化石電源としての価値を有するものをいう。）の量の内訳を示す資料

2 法第七条第一項に規定する計画のうち、令第五条第二号に掲げる事業を行ふ特定エネルギー供給事業者に係るもの提出は、毎事業年度終了後三月以内に、様式第三により行わなければならぬ。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第四により、計画の変更を提出しなければならない。

3 法第七条第一項に規定する計画のうち、令第五条第三号に掲げる事業を行ふ特定エネルギー供給事業者に係るもの提出は、毎年度六月三十日までに、様式第五により行わなければならぬ。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第六により、計画の変更を提出しなければならない。

4 第二項前段の規定により提出を行つた事業者は、当該提出を行つた日以後の四年間に含まれる事業年度の間に限り、同項前段の規定による提出をしないことができる。
(化石エネルギー原料の有効な利用の目標の達成のための計画の提出)

第五条 法第十三条第一項に規定する計画のうち、令第六条第一号に掲げる事業を行ふ特定燃料製品供給事業者に係るもの提出は、毎事業年度終了後三月以内に、様式第七により行わなければならぬ。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第八により、計画の変更を提出しなければならない。

2 法第十三条第一項に規定する計画のうち、令第六条第二号に掲げる事業を行う特定燃料製品供給事業者に係るもの提出は、毎事業年度終了後三月以内に、様式第九により行わなければならない。ただし、当該計画を変更したときは、遅滞なく、様式第十により、計画の変更を提出しなければならない。

3 第一項前段の規定により提出を行つた事業者は、当該提出を行つた日以後の九年間に含まれる事業年度の間に限り、同項前段の規定による提出をしないことができる。（電気に係るエネルギー源の環境適合利用に関する情報の提供）

第六条 法第十条に規定するエネルギー源の環境適合利用に関して必要な情報は、その供給した電気に係るエネルギー源の種類その他の情報とする。

附 則

この省令は、平成二十二年七月五日から施行する。

附 則（平成二十二年一月十九日経済産業省令第五八号）

第一条 この省令は、平成二十二年十一月十九日から施行する。

第二条 この省令による改正後のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一項、第二項及び第三項並びに第四条第一項の規定の平成二十二年度における適用については、同規則第三条第一項及び第二項中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは「平成二十二年十二月三十一日まで」と、同条第三項中「毎年度六月三十日までに、様式第五により」とあるのは「平成二十二年十二月三十一日までに、様式第十一により」と、同規則第四条第一項中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは「平成二十二年十二月三十一日まで」とする。

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の燃料製品供給事業者による原油等の有効な利用に関する省令第三条第一項の規定による提出をした者は、平成二十二年度における新規則第四条第二項の規定による提出をしたものとみなす。

第三条 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第七条第一項に規定する計画のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令第五条第一号に掲げる事業を行う特定エネルギー供給事業者に係るものに関する省令（平成二十一年経済産業省令第五十二号）は廃止する。

附 則（平成二十六年七月三一日経済産業省令第三七号）

第一条 この省令は、平成二十六年七月三十一日から施行する。

第二条 この省令による改正後のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則第四条第二項の規定の平成二十六年度における適用については、同項中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは「平成二十六年十月三十一日まで」とする。

附 則（平成二八年三月三一日経済産業省令第五七号）

1 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十七年度分のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第七条第一項に規定する計画（次項において単に「計画」という。）については、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（次項において「規則」という。）第三条第一項の規定は適用しない。

3 この省令の施行の際現に計画を規則第三条第一項に基づき提出している特定エネルギー供給事業者については、同条第四項の規定は、この省令の施行の日以後最初に計画を提出する日までの間は、適用しない。

附 則（平成二九年三月二八日経済産業省令第二五号）

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成二九年五月二六日経済産業省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 平成二十八年度終了後四月以内に提出するエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号。次項において「法」という。）第七条第一項に規定する計画については、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（次項において「規則」という。）第三条第一項の規定は適用しない。

3 この省令の施行の際現に法第七条第一項に規定する計画を規則第三条第一項に基づき提出している特定エネルギー供給事業者は、同条第四項の規定にかかわらず、平成二十九年度終了後四月以内に、当該計画を提出しなければならない。

附 則（平成二九年一〇月一七日経済産業省令第八〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年五月一日経済産業省令第二六号）

この省令は、平成三十年五月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、平成二十二年七月五日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年四月一日経済産業省令第三二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 令和元年度分のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第七条第一項に規定する計画については、第一条の規定による改正後のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則様式第一にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和五年三月二八日経済産業省令第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和六年三月一九日経済産業省令第一二号）

（施行期日）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第一（第四条関係）

エネルギー源の環境適合利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定エネルギー供給事業者の名称及び前事業年度におけるその供給する電気の供給量

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
前事業年度 ^(注1) におけるその供給する電気の供給量	キロワット時

(注) 前事業年度の期間は、前年の4月1日から本年3月末日までとすること。

II エネルギー源の環境適合利用の状況

非化石電源比率の実績値 ^(注1)	中間評価の基準となる目標値 ^(注2)
%	%

(注1) 前事業年度における非化石電源比率の実績値を記載すること。なお、非化石電源比率の実績値の計算に当たっては、取得した非化石証書の総量のみを用いて算出すること。

(注2) 別途、国から通知された前事業年度の中間目標値を記載すること。

III エネルギー源の環境適合利用の目標とその達成のための計画

実績値 ^(注1)	目標 ^(注2)	計画
%	%	

(注1) 前事業年度における非化石電源比率の実績値を記載すること。なお、非化石電源比率の実績値の計算に当たっては、非化石電源に係る電気に相当するものの量を用いて算出すること。

(注2) 令和12年度における非化石電源比率を記載すること。（原則として44%以上とする。）ただし、右目標の達成が合理的に不可能と認められる場合には、平成29年度の供給計画の最終年度の非化石電源比率以上の比率とする。

IV その他エネルギー源の環境適合利用に関する事項

(注) 参考値として、昨年度の調整後排出係数（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2第1項に規定する調整後排出係数をいう。）を記載すること。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 II及びIIIの欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。
- 4 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

様式第二(第四条関係)

エネルギー源の環境適合利用目標達成計画の変更

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定エネルギー供給事業者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

II エネルギー源の環境適合利用目標達成計画の変更の具体的な内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の具体的な理由	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第三(第四条関係)

バイオガスの利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定エネルギー供給事業者のうち可燃性天然ガス製品の製造をして供給する事業を行う者の名称及び前事業年度におけるその可燃性天然ガス製品の供給量

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
前事業年度におけるその供給量	可燃性天然ガス製品の供給量
年 月— 年 月(注)	メガジュール

(注) 前事業年度の期間を具体的に記載すること。

II バイオガスの利用に関する措置

(1) バイオガスの利用目標

目標年	平成30年
バイオガスの利用量	万m ³ /年
バイオガスの利用可能見込量	万m ³ /年

(注)1. 目標とする利用量の根拠となる書類を添付すること。

2. バイオガスの利用可能見込量は、平成30年において、一般ガス導管事業者等の供給域内等で、効率的な経営の下においてその合理的な利用を行うために必要な条件を満たすバイオガスの総量である。
3. バイオガスの利用量は、すべてLPG増熱後の数量とする。また、バイオガス1m³当たりの熱量は45メガジュール換算とする。

(2) 措置の具体的な内容

目標達成のためのバイオガスの発生源	バイオガスの利用量 (万m ³ /年)	措置の具体的な内容

- (注)1. 目標達成のためのバイオガスの発生源毎に、バイオガスの利用量及び措置の具体的な内容を記載すること。
2. 措置の具体的な内容は、バイオガスの利用量を達成するために必要な措置を具体的に記述すること。
3. バイオガスの利用量は、すべてLPG増熱後の数量とする。また、バイオガス1m³当たりの熱量は45メガジュール換算とする。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

様式第四(第四条関係)

バイオガスの利用目標達成計画の変更

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定エネルギー供給事業者のうち可燃性天然ガス製品の製造をして供給する事業を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

II バイオガスの利用目標達成計画の変更の具体的な内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の具体的な理由	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第五(第四条関係)

バイオエタノールの利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所
氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定エネルギー供給事業者のうち揮発油の製造をして供給する事業を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

II バイオエタノールの利用の目標量等

○前事業年度における揮発油の供給量

・前事業年度の揮発油の供給量

前事業年度の揮発油の供給量 年 月 日— 年 月 日			
生産量	輸入量	輸出量	供給量 (a) + (b) - (c)
(a)	(b)	(c)	(d)
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル

注)前事業年度の期間を具体的に記載すること。

注)生産は、第三者に委託して製造した量を含み、第三者から受託して製造した量を除くこと。

注)輸出入には、第三者に委託して輸出入した量を含み、第三者から受託して輸出入した量を除くこと。

注)第三者に委託して製造又は輸出入した量については、その受託者及び受託量を示す資料を添付すること。

・前年度の揮発油の供給量

(事業年度が4月1日～3月31日以外の事業者は、以下の記載欄に前年4月1日～本年3月31日までの供給量を記載すること。事業年度が4月1日～3月31日の事業者は記載不要。)

前年度の揮発油の供給量 年 4月1日— 年3月31日			
生産量	輸入量	輸出量	供給量 (e) + (f) - (g)
(e)	(f)	(g)	(h)
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル

注)生産は、第三者に委託して製造した量を含み、第三者から受託して製造した量を除くこと。

注)輸出入には、第三者に委託して輸出入した量を含み、第三者から受託して輸出入した量を除くこと。

注)第三者に委託して製造又は輸出入した量については、その受託者及び受託量を示す資料を添付すること。

○前々年度の揮発油の供給量等

前々年度の揮発油の供給量 年4月1日— 年3月31日				前々年度におけるすべての特定石油精製業者の揮発油の供給量の総計 A+B-C	割合 D÷E
生産量	輸入量	輸出量	供給量 A+B-C		
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	%

注)「前々年度の揮発油の供給量」は、前年度のエネルギー源の環境適合利用目標達成計画において経済産業大臣に提出した供給量を記載すること。

注)「前々年度におけるすべての特定石油精製業者の揮発油の供給量の総計」は、経済産業省が示す値を用いること。

注)「割合」は、パーセンテージで表した値の小数第三位を四捨五入した値を記載すること。

○バイオエタノールの利用の目標量(調整前)【単位：原油換算】(G)

年度	年度	年度	年度	年度
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル

注)バイオエタノールの利用の目標量(調整前)は、経済産業大臣が年度ごとに定める、令第5条第3号に規定する揮発油の製造をして供給する事業を行うものによるバイオエタノールの利用の目標量の総計に、Fを乗じた量とする。

注)当年度の他、次年度以降についても参考値として記載すること。終了年度については「—」と記載すること。

注)算出された数量の10キロリットルの位を切り上げた数量を記載すること。

- グループ会社又は他の特定石油精製業者との契約に基づくバイオエタノールの利用の目標量の増減に係る事項【単位：原油換算】

グループ会社又は他の特定石油精製業者との契約に基づく利用の目標量の増加	
事業者名	増加量
	キロリットル
合計(H)	キロリットル

グループ会社又は他の特定石油精製業者との契約に基づく利用の目標量の減少	
事業者名	減少量
	キロリットル
合計(I)	キロリットル

注)グループ会社については、事業者との関係を示す資料を添付すること。他社との契約については、契約書の写しを添付すること。

- 前年度(4月～3月)においてバイオエタノールの利用の実績量がバイオエタノールの利用の目標量を上回る際の実績量と目標量の差分【単位：原油換算】

前年度において実績量が目標量を上回る際の実績量と目標量の差分(J)	キロリットル
-----------------------------------	--------

注)IIIで算出する値(0)を記載すること。

- 前年度(4月～3月)においてバイオエタノールの利用の実績量がバイオエタノールの利用の目標量を下回る旨の届出に係る事項【単位：原油換算】

前年度において実績量が目標量を下回る際の実績量と目標量の差分(K)	キロリットル
-----------------------------------	--------

注)届出の写しを添付すること。

- 当年度におけるバイオエタノールの利用の目標量【単位：原油換算】

当年度(年度)の調整後の利用の目標量(L) G+H-I-J+K	キロリットル
-------------------------------------	--------

III 前年度におけるバイオエタノールの利用の状況

- 前年度におけるバイオエタノールの利用の目標量と実績量

	単位：原油換算	単位：エタノール換算
前年度の利用の目標量(M)	キロリットル	
前年度の利用の実績量(N)	キロリットル	キロリットル
N-(M-K) (0)	キロリットル	

注)前年度のバイオエタノールの利用の目標量(N)は、前年度のエネルギー源の環境適合利用目標達成計画において経済産業大臣に提出した調整後のバイオエタノールの利用の目標量の値を記載すること。

注)エタノール換算から原油換算に変換する際には、エタノール換算で表した数量に

0.607を乗じて得た数量を使用すること。キロリットル位未満の端数がある場合には、その端数を切り捨ててキロリットル位にとどめること。

注)バイオエタノール由来のエチルーターシャリーブチルエーテル(以下「ETBE」という。)の数量をバイオエタノールの数量(エタノール換算)に変換する際には、ETBE数量に0.4237を乗じて得た数量を使用すること。キロリットル位未満の端数がある場合には、その端数を切り捨ててキロリットル位にとどめること。

○導入したバイオエタノールのGHG排出削減効果

原料	原産国	土地利用変化の有無	食料競合、生態系及び環境への影響の有無	GHG排出削減効果	前年度の利用の実績量 (単位:エタノール換算)
				%	キロリットル
				%	キロリットル
計				%	キロリットル

注)各欄に記載した事項について、その内容を証する書類を添付すること。

IV その他エネルギー源の環境適合利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に係る事項

①草本、木本等のセルロース、藻類又は廃棄物等を原料として製造される、食料と直接競合せず、生態系や水質等の自然環境への影響の少ないバイオ燃料の技術開発の推進及びその導入に関する措置に係る計画

--

②バイオエタノールを加工・混和するための設備の設置、既存設備の改修に関する措置に係る計画

(全体計画)

--

(具体的な事項)

製油所名	設備名	措置の内容(新設・改造・改修の別)	使用方法・設備能力	工事期間	使用開始時期	予算額

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

様式第六(第四条関係)

バイオエタノールの利用目標達成計画の変更

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定エネルギー供給事業者のうち揮発油の製造をして供給する事業を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

II バイオエタノールの利用目標達成計画の変更の具体的な内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の具体的な理由	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第七(第五条関係)

ボイル・オフ・ガスの有効利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定燃料製品供給業者のうち可燃性天然ガス製品の製造をして供給する事業を行う者の名称及び前事業年度におけるその可燃性天然ガス製品の製造に使用した可燃性天然ガスの数量

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
前事業年度におけるその数量	可燃性天然ガス製品の製造に使用した可燃性天然ガスの数量
年 月一 年 月 (注)	トン

(注) 前事業年度の期間を具体的に記載すること。

II ボイル・オフ・ガスの有効利用に関する措置

(1) ボイル・オフ・ガスの有効利用の目標

目標年	平成32年
ボイル・オフ・ガスの利用率	%

(2) 措置の具体的内容

事業所名	所在地	措置の具体的な内容

(注) 事業所毎に措置の具体的な内容を記載すること。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

様式第八(第五条関係)

ボイル・オフ・ガスの有効利用目標達成計画の変更

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定燃料製品供給事業者のうち可燃性天然ガス製品の製造をして供給する事業を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

II ボイル・オフ・ガスの有効利用目標達成計画の変更の具体的な内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の具体的な理由	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第九(第五条関係)

原油等の有効利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定燃料製品供給事業者のうち揮発油、灯油、軽油又は重油の製造をして供給する事業を行うもの(以下「石油精製業者」という。)の名称及び前事業年度におけるその使用する原油その他の揮発油等の原料の数量

事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
前事業年度におけるその使用する原料の数量(注1) 年 月— 年 月 (注2)	原油	揮発油	灯油	軽油	重油
		キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル
原油の数量に換算した数量(注3)	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル
原油の数量に換算した数量を合算した数量					
	キロリットル				

(注1) 石油精製に係る事業の全部若しくは一部の譲り渡し又は石油精製業者について相続(石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。)、合併若しくは分割(石油精製に係る事業の一部を承継させるものを含む。)による承継(以下「事業の承継等」という。)があったときは、当該事業を譲り渡した者又は相続等を行った当該石油精製業者(以下「事業被承継者」という。)及び当該事業を譲り受けた者又は当該石油精製業者について相続等を受けた者(以下「事業承継者」という。)は、当該事業の承継等が行われた後にそれぞれが保有することとなる設備を用いて前事業年度に行われた事業により当該事業年度に使用された化石エネルギー原料の数量をもって、法第13条第1項の規定に定める前事業年度における当該事業被承継者及び当該事業承継者それぞれの使用する化石エネルギー原料の数量とみなす。

(注2) 前事業年度の期間を具体的に記載すること。

(注3)第3条にあるとおり、揮発油、灯油、軽油又は重油(品質の調整のための他の炭化水素油等との混合のみに供されるものを除く。)については、キロリットルで表した数量に1.05を乗じて得た数量。

II 残油処理能力の向上に関する措置

特定残油処理装置(注4)への減圧蒸留残渣油の通油量の増加に関する措置

特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の測定方法(注5)

製油所名	装置名	測定日 (注6)	試験方法及び 算定方法(注7)	サンプルの採取場所及び通油量の測 定場所・測定方法(注8)

(注4)特定残油処理装置とは、平成26年度以降の3年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準(平成26年経済産業省告示第164号)1. (1)に掲げる残油処理装置のうち、流動接触分解装置(Fluid Catalytic Cracking Unit(FCC))、残油流動接触分解装置(Residue Fluid Catalytic Cracking Unit(RFCC))、残油水素化分解装置、残油熱分解装置、重油直接脱硫装置をいう。

(注5)平成29年度に行う計画の提出の際に、平成26年度～平成28年度の測定方法についても記載すること。

(注6)任意の定期日を定めること。定期日以外の測定を行った場合はその旨を記載することとし、併せてその理由を記載すること。

(注7)特定残油処理装置に通油する原料1単位当たりの減圧蒸留残渣油(真沸点565℃以上の蒸留性状の容量%：年間平均値)の試験方法及び算定方法を記載すること。試験方法及び算定方法に変更がある場合には、遅滞なく第5条第2項に定める様式十により計画の変更を提出すること。また、平成29年度における特定残油処理装置に通油する原料1単位当たりの減圧蒸留残渣油の算定に当たっては、平成29年10月27日から平成30年3月31日までの平均値を用いること。

(注8)任意の様式による提出も可とする。

特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の実績

	製油所名	原油処理量	特定残油処理装置への減圧蒸留 残渣油の通油量
平成26年度		万バレル／日	万バレル／日
		万バレル／日	万バレル／日
平成27年度		万バレル／日	万バレル／日
		万バレル／日	万バレル／日
平成28年度		万バレル／日	万バレル／日
		万バレル／日	万バレル／日

目標：平成33年度において、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の1日当たりの通油量を、()%以上増加させるものとする。

措置の具体的な内容

	平成26年度から平成28年度の平均の特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量	措置後	変化
特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量	万バレル／日	万バレル／日	改善率 %
特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加のための措置の具体的な内容			

各年度における特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の1日当たりの通油量実績

年度	製油所名	原油処理量	特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量
		万バレル／日	万バレル／日
		万バレル／日	万バレル／日

特定残油処理装置の処理能力の内訳

製油所名	装置名	処理能力	新設・増設・廃止の有無・時期・能力
		万バレル／日	

常圧蒸留装置の処理能力の内訳

製油所名	装置名	処理能力	新設・増設・廃止の有無・時期・能力
		万バレル／日	

その他原油等の有効な利用の促進の向上に関する措置

措置の具体的な内容

具体的な取組

残油処理装置(注9)の装備率

残油処理装置の装備率
%

(注9) 平成26年度以降の3年間についての原油等の有効な利用に関する石油精製事業者の判断の基準(平成26年経済産業省告示第164号)に規定するものをいう。

III 特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加に係る目標の達成が困難な場合の措置

平成33年度に製油所の定期修理が生じることにより、平成32年度において目標を達成する場合(注10)

製油所名	定期修理の期間

(注10) 平成32年度に行う計画の提出の際に記載すること。

平成33年度に特定残油処理装置の新設、増設又は改良のための工事を予定していることにより、平成34年度において目標を達成する場合(注11)

製油所名	工事の期間	具体的な工事内容

(注11) 平成32年度に行う計画の提出の際に記載すること。

自らに起因するものでないことが明らかである事由により、目標の達成が困難となる場合

- ア. 災害、事故又はその他不測の事態が発生したことにより、相当程度の期間、常圧蒸留装置又は特定残油処理装置の稼働に制限が生した場合。
- イ. 災害、事故又はその他不測の事態が発生したことにより、特定残油処理装置の新設、増設又は改良のための工事の遅延が生じ、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を図ることが困難な場合。
- ウ. 災害、事故又はその他不測の事態が発生したことに伴う、社会的要請に応えるため、特定の石油製品の供給を行う必要がある場合。
- エ. 国際情勢の変化に伴い、原油の選択に制約若しくは石油製品の需要構造に変化が生じたことにより、根本的な生産体制の変更を余儀なくされた場合。
- オ. 重質原油と軽質原油の価格差の縮小、高付加価値製品の生産の制限又は不採算製品の生産の増加等、経済合理性の観点から、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を図ることが困難な場合。
- カ. 自ら又はグループ会社が他の石油精製業者と事業提携体制を構築している場合であって、災害、事故又はその他不測の事態が発生し、事業提携体制を構築している他の石油精製業者に起因する事由により、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を図ることが困難な場合。

目標達成が困難な場合の事由 (上記(ア)～(カ)から選択)	具体的な事由(注12)

(注12)目標達成に困難が生じた理由、それまでの目標達成に向けた取組状況等を詳細に記載すること。また、必要に応じて、任意の様式による補足資料を提出すること。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

様式第十(第五条関係)

原油等の有効利用目標達成計画の変更

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定燃料製品供給事業者のうち揮発油、灯油、軽油又は重油の製造をして供給する事業を行うものの名称

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

II 原油等の有効利用目標達成計画の変更の具体的な内容

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	
変更の具体的な理由	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

様式第十一(附則第二条関係)

バイオエタノールの利用目標達成計画

経済産業大臣 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名)

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定エネルギー供給事業者のうち揮発油の製造をして供給する事業を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

II 前年度の揮発油の供給量等

・前事業年度の揮発油の供給量

前事業年度の揮発油の供給量 年 月 日—年 月 日(注)			
生産量 (a)	輸入量 (b)	輸出量 (c)	供給量 (a) + (b) - (c) (d)
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル

注)前事業年度の期間を具体的に記載すること。

注)生産は、第三者に委託して製造した量を含み、第三者から受託して製造した量を除くこと。

注)輸出入には、第三者に委託して輸出入した量を含み、第三者から受託して輸出入した量を除くこと。

注)第三者に委託して製造又は輸出入した量については、その受託者及び受託量を示す資料を添付すること。

・前年度の揮発油の供給量

(事業年度が4月1日～3月31日以外の事業者は、以下の記載欄に平成21年4月1日～平成22年3月31日までの供給量を記載すること。事業年度が4月1日～3月31日の事業者は記載不要。)

前年度の揮発油の供給量 平成21年4月1日—平成22年3月31日			
生産量 (e)	輸入量 (f)	輸出量 (g)	供給量 (e) + (f) - (g) (h)
キロリットル	キロリットル	キロリットル	キロリットル

注)生産は、第三者に委託して製造した量を含み、第三者から受託して製造した量を除くこと。

注)輸出入には、第三者に委託して輸出入した量を含み、第三者から受託して輸出入した量を除くこと。

注)第三者に委託して製造又は輸出入した量については、その受託者及び受託量を示す資料を添付すること。

III その他エネルギー源の環境適合利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に係る事項

- ①草本、木本等のセルロース又は藻類等を原料として製造されるバイオ燃料の技術開発の推進及びその導入に関する措置に係る計画

--

- ②バイオエタノールを加工・混和するための設備の設置、既存設備の改修に関する措置に係る計画

(全体計画)

--

(具体的な事項)

製油所名	設備名	措置の内容等 (新設・改造・改修の別)	使用方法・ 設備能力等	工事期間	使用開始時期	予算額

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。